

# 大宮司大中臣精長の時代と遷宮

—近世前期の神宮における古儀復興の精神—

音羽 悟

はじめに

大中臣精長は、慶長六年（二六〇二）十二月六日に大宮司河辺常長の弟仁清の子としてこの世に生を受けた。氏長者と目された大中臣氏の中でも河辺家は、室町中期以降累代大宮司の要職を務めていた。

父仁清はやむにやまれぬ理由があつてか僧となり、家を捨てて四方に遁世をした。その間、精長も父に従つて流遇したのだが、後に生まれ故郷の山田に帰る機会を得た。そして正寿院寿巖に師事し慶順と称した。やがて十三歳にして蓄髪し、時の大宮司辰長の家従となり、名を喜右衛門と改め、河辺氏に復したのであった。辰長はその才幹を認め、経理に当たらせ、また外宮権禰宜の出口延佳を登用して彼に神典を学ばせた。辰長の嗣子定長が大宮司に補任されると、彼が恪勤精励してお仕えした甲斐もあり、益々信任

を厚くした。

『承応沙汰文』によると、承応二年（二六五三）九月十日に定長が祭主となるや、精長を推奨して大宮司に任命し、この時精長は従五位下に叙せられた。同十五日に精長は定長と共に両宮に新任の拝賀を行った。その翌日、豊受大神宮（外宮）禰宜等に対し、神庭にて総位階口宣案を伝達した。また『皇継年序記』を見ると、十一月一日には皇大神宮（内宮）権禰宜等が斎館にて総位階の口宣案を拝受したことが記されている。

後に累進して神祇少副従四位下に至り、延宝三年（二六七五）四月に大宮司を辞職して、河辺前司と称した。在任二十二年、心血を神宮の興隆に努め、万治元年（二六五八）十二月、皇大神宮炎上の際、山田奉行石川大隅守と協力して一夜の中に殿舎を営み御霊代を鎮め奉り、さらに仮殿及び本殿の造営を司り、遷宮を奉仕した。

寛文九年（一六六九）の正遷宮には潜心旧記を考証して二宮殿舎の配置を詳らかにし、内宮には二つの玉垣、北御門及び玉垣を再興し、外宮には玉串御門の構造を改め、千木・鯉木を設け、さらに内玉垣、北御門及び玉垣を再興した。また撰末社の頽廢を歎き再興を計り、殿舎を修築したるもの四十座に及んだ。これが後世に名高い「寛文の撰末社再興」である。

その他在任中、例幣使四度、造宮使五度に亘り奉仕した。また月読宮宮域の廓清、瀧原宮及び同竝宮の正遷宮の復旧、宮崎文庫維持法の確立等に尽瘁した。

以上、大宮司河辺精長の人となりと治績について略説したが、本稿においては、寛文九年（一六六九）の第四十五回遷宮齋行に向けて彼が取り組んだことや、神宮の故典典禮の再興に尽瘁した、その古儀復興の精神に触れ、人物像に迫りながら、彼が生きた太平の世にして神都と称された伊勢の町の様子、さらに両宮の禰宜をはじめとする祠官や町衆の動向なども紹介しつつ拙論を展開したいと思う。

### 御垣内の殿舎・御門の復興

室町中期以降近世初期の神宮では、殊に内宮において明応九年（一五〇〇）に寛正度の御正殿（当時は古殿であったと思われるが、不詳）が倒壊してから天正十三年（一五八五）

に至るまでの八十五年間、仮殿（朝廷に神宮より上奏し、大宮司に仰せ事があつて造営されるのが例であった）または儲殿（勅裁を仰がず、神宮の私力を以て建てるのが例であった）を建てて急場を凌いでいた。

大宮司大中臣（河辺）精長は、寛文六年（一六六六）に、外宮祠官にして神学・歌道に長じた度会（中西）信慶に対し、三年後に控えた第四十五回式年遷宮の造営に際し、大宮院の古儀調査を命じた。そこで信慶は精長の子の故長と大宮司家に仕えていた橋（小田）成近と共に同六年秋頃から度々集会して、議論を交わした。三人が考証した内容を問答形式にした文書に纏め上げ、翌七年五月に『大神宮造制或問』を脱稿した。

その内容によると、寛正三年（一四六二）の内宮第四十回を以て正遷宮は中絶し、天正十三年（一五八五）に百二十三年ぶりに再興した第四十一回遷宮の造営は、御正殿、東西宝殿、瑞垣一重とその南北の御門、蕃垣、玉串御門（内玉垣御門）、四ノ鳥居（中重）、玉垣御門、西鳥居が造られた程度であったことがわかる。但し、東西宝殿が御正殿の左右に並んで南面して建てられた点は、寛正以前にみられない新儀であった。なお、四ノ鳥居（八重榎ノ鳥居。現在の中重の鳥居）は、外宮と違って、内宮では天正十三年度からはじめて建てられたものと推測される。慶安二年（一

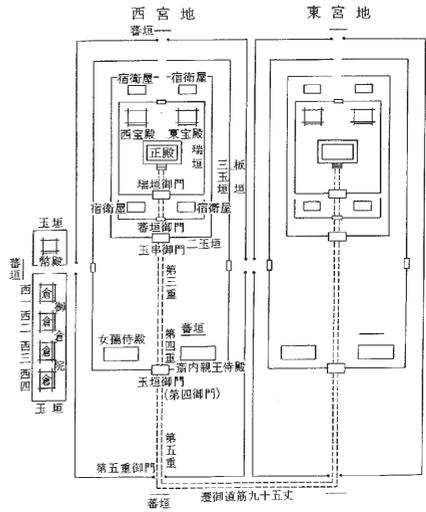


図1 皇大神宮大宮院推定図  
(主として儀式帳による)

福山敏夫「神宮の建築とその歴史」  
〔第六十回神宮式年遷宮神宮〕〈小学館〉より転載

六四九)の第四十四回遷宮(西の御敷地)より内宮において  
は、外幣殿、斎王候殿等が再興され(※但しそれらは東西の  
御敷地の移動に関係なく、明治に至るまで西の御敷地に設置され  
たままであった)たが、依然御垣は一重のままであった。  
そこで、信慶等は中世以前の神宮の殿舎復元図を作成す  
る目的で、鎌倉時代に編集された『皇太神宮年中行事』や  
『文永三年遷宮沙汰文』等を参考資料として、詳細な調査  
を行い、問答集として『大神宮造制或問』を著したので  
あった。殊に両宮の儀式帳(『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀  
式帳』)を祖法として、両宮御垣内の殿舎及び御門等の立

地条件と丈尺、建物の名称等を主に議論し、延暦当時(平  
安草創期)の大宮院の復元平面図の作成を第一義に掲げた。  
ところで、歴史を遡及し奈良時代の御垣内の様相はどう  
であったかという点、正倉院文書の『正殿等飾金物注文』  
に天平十九年(七四七)の記録が見られる。本書は第四回  
遷宮当時の御垣内の金銅飾金物の目録に相当するが、飾金  
物の殿舎や御門への配置及び奉飾の様相を推定できる。ま  
た平安時代に下り、延暦二十三年(八〇四)に撰述された  
『皇太神宮儀式帳』に記す内容から殿舎の復元が可能であ  
る。双方比較すると、奈良・平安期の御垣内の配置はほぼ  
同様であったと考えられる。但し、奈良時代には、まだ宿  
衛屋は設置されていなかったと思われ、時代が下り平安時  
代以降は、『皇太神宮儀式帳』の記載より

- 1、宿衛屋が四棟設置されており、瑞垣南御門前及び  
同北御門前の東西にそれぞれ一棟ずつあったこと。
- 2、外幣殿と四御倉(御稲・調・塩・鋪設)は大宮院の  
外にあり、それぞれ玉垣をめぐらしていたこと。
- 3、御垣内には斎内親王侍殿(現在の四丈殿)と女孺  
侍殿が玉垣御門(第四御門、現在の外玉垣御門)前  
左右に設置されていたこと。(初見記事)

を確認できる(図1)。そして平安時代中期から室町時代  
初期になると、

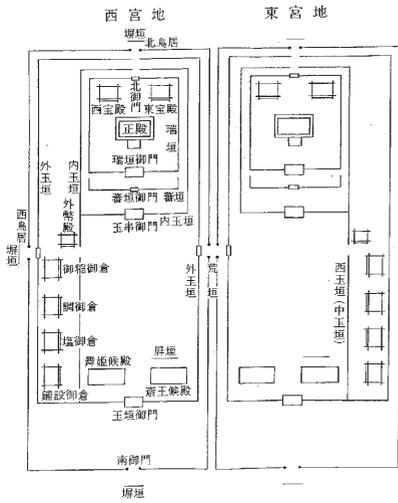


図2 皇大神宮大宮院推定図  
(平安中期より室町初期まで)

福山敏夫「神宮の建築とその歴史」  
(『第六十回神宮式年遷宮神宮』〈小学館〉より転載)

- 1、外幣殿と御倉四棟が大宮院の外から、ある時期に御垣内に移設されていること。
- 2、『建久元年遷宮神宝読合行事手記』の記録内容から、儀式帳記載の齋内親王侍殿は齋王侯殿、女孺侍殿は舞姫候殿(三節祭に齋宮の女孺が外玉垣御門内で五節の舞を舞うためか)と、平安後期以降は称されるようになったこと。
- 3、御巫清直の考証により、中世の頃まで板垣内東部設置の南宿衛屋をはじめ、東西南北板垣内に各宿衛屋が置かれていたこと。

4、室町時代中期には、第四十回寛正三年(一四六二)の遷宮にあわせ、南面の瑞垣・蕃垣・外玉垣の三御門及び左右の御垣をそれぞれ一丈ずつ南へ移し、御垣内を拡張したこと。

がわかる(図2)。

そして信慶等の調査の成果が造営工事に活かされ、当時の内宮長官(一禰宜)が著した『氏富記』や『寛文九年外宮正遷宮記』等によると、大宮司精長は寛文七年(二六六七)十一月二十日に玉垣と荒垣の再興を造宮奉行(山田奉行)桑山丹後守貞政に申請している。事実二年後の正遷宮には内玉垣が復興され、御垣は二重になった。また寛文十三年に描かれた『遷宮奉飾御金物図説』には大宮院俯瞰図が登載されており、往事の御垣内の様相を今日に伝えており、それによると内宮では、宿衛屋(当時は直宿所と称した)が玉串御門の西方、玉垣(内玉垣)の南西隅に建てられ、外宮においては、玉串・玉垣の両御門に千木と鰹木が奉揚され、玉串御門に金物が奉飾されたことがわかる。

こうして信慶等の古儀調査を裏付けとして、大宮司河辺精長は御垣内の古儀復興を幕府に働きかけ、寛文九年の第四十五回遷宮より内玉垣が再興されたのであった。なお、大坂の町絵師蒨閨月が寛政九年(一七九七)に編纂した『伊勢参宮名所図会』(図3)からも宿衛屋(とのい屋)の存在

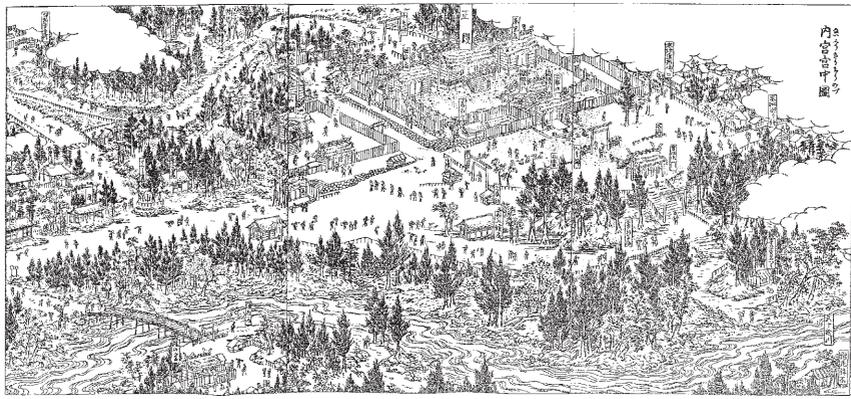


図3 『伊勢参宮名所図会』 卷五  
 菴関月著 (神宮文庫蔵)

を確認できる。

### 承応の神訴

貞享元年(一六八二)九月に外宮禰宜の連署を以て定め  
 た庁裁を、同宮の政所大夫大内人度会久長が、政所の下で  
 庶務に携わり、職掌人への事務伝達や祭典日時の告示等を行  
 った人長内人正佳等を通じて、度会姓の神人等に告知す  
 るための『貞享庁宣』を布達した。

両宮の禰宜及び権禰宜は、古来荒木田・度会両氏の世襲  
 で、異姓がこれに補されることを許さず、また神宮の職員  
 の中であつても、異姓家の者は叙爵に与ることを得なかつ  
 た。しかし承応三年(一六五四)四月十四日に外宮権禰宜  
 出口延佳が著した『陽復記』が後光明天皇の勅覧に浴した  
 ことが契機となり、同月十八日に祭主大中臣(岩出)定長  
 が神祇権大副に補任されるや、同月二十六日、豊宮崎文庫  
 創立に貢献した外宮下級祠官の源氏の與村弘正、秦氏の岩  
 出末清、青山正清が従五位下に叙爵された。さらに延佳の  
 父権禰宜延伊が正五位下(延佳は子として父の位階を超越す  
 るのは義に忍びないとして、加階を辞退申し上げると同時に、父  
 の叙位を進めた。その孝心を後光明天皇は御嘉賞あらせられたの  
 である)の爵位を得た。

これに対して、外宮の禰宜等は当然のことながら朝廷に

異議申し立てを行った。ところが、祭主定長と大宮司精長は、延佳等へ篤い信任を寄せていた為、京都の空気は禰宜側に不利であった。そこで禰宜等は山田奉行を通じて幕府にも訴状を提出したのだが、豊宮崎文庫の開設を心から喜んで一人である山田奉行八木但馬守宗直をはじめ、林家も延佳や弘正等との親交が深く、禰宜側は幕府からも殆ど相手にされず、苦汁を味わい、結局敗訴に終わった。

### 寛文四年の仮殿遷宮

寛文四年（一六六四）六月十九日に外宮正殿乾方（西北）の千木が萱葺の上に顛倒し、泥障板（ありいた）の一部分が頽落し、鞭懸の西方七本が抜け落ち、萱も所々が破損するという不測の事態が生じた。外宮の禰宜等は大宮司大中臣（河辺）精長と相談して、大宮司の解状を禰宜連署の注進状に添えて岩出祭主大中臣景忠（後に藤波家を創設）に報告のうえ朝廷に提出した。六月二十六日に祭主の問状が外宮庁に届き、千木顛倒の原因は天災によるものか、また過去の事例を調査するようにとの指示があったので、禰宜は千木顛倒の子細と九十一度の仮殿遷宮の前例を一巻にして、祭主を通じて朝廷に提出した。

また西北方の千木先は、京の御所の方向を指しているので、祭主・大宮司共々、京都は殊に御慎みに専念される旨

の注進申定を朝廷に奉った。そして大宮司は、山田奉行八木但馬守宗直を通じ、ご公儀（江戸幕府）に黒木の御殿（仮設御殿）を新造し仮殿遷宮を致したい旨と、遷宮資材の造料として二千貫文の料足の願ひ出を行ったのだが、ご公儀は古殿か東宝殿を仮殿とするようにとの意向を示したようである。（近世においては、遷御の後、古殿は解体されず、『伊勢参宮名所図会』が示す通り、次期遷宮の鎮地祭が齋行されるまで存置したままであった）

しかし大宮司精長は、祭主景忠や禰宜等を論し、江戸逗留の八木但馬守にも働きかけ、仮殿遷宮において古殿を充てた例として、仁安三年（一一六八）や文明十八年（一四八六）の齋行後に殿舎が炎上したという記録や、天正九年（一五八一）に至っては翌年に信長公が死去し、また慶長三年（一五九八）の折は、その年の秋に秀吉公が死去したという不吉の前例を列記して、新造の御殿造料の訴訟を行った。これに対し江戸神宮使（神宮側が幕府に差遣した使者）からの飛札によれば、幕府方は、大宮司の私欲の為の訴訟と判断して評定するような姿勢を示さなかったようで、また山田三方衆もご公儀の機嫌をこれ以上損ねるのは賢明でないから、仰付のまま事を運ぶよう大宮司の説得にあたった。大宮司精長は容易に承引しなかったのだが、穩健派の外宮の禰宜等も、五年後に正遷宮（第四十五回）を控え、

幕府方と事を荒立てるような争論は避けたく、大宮司に氣配りをしながらも幕府の意向に添うべきである旨と、神嘗祭例幣使として祭主が参向される際、大宮司自ら祭主に相談してほしい旨、言上した。禰宜等は小工三人の立会のもと、既に古殿老朽化の状況を見せしており、板敷・壁板に特に破損はみられず、御戸の開閉扉に問題もなく、仮殿として充分使用できることを確信したうえで、大宮司に申し上げたものと思われる。

折柄、九月一日に東宝殿の良方(東北)千木が顛倒したことも相俟って、風雲急を告げ、朝廷より結果的に九月十四日付を以て古殿を仮殿とする旨の御教書が十七日に神宮に届いた訳である。

以上が外宮千木顛倒の経緯である。河辺精長の一切の妥協を許さない古儀尊重の神髓は、一見頑迷固陋な姿勢にとらえがちであるが、実はそこに故実典礼を重視し、真摯に神明奉仕に精励しようとする赤誠の精神を窺い知ることができる。ところで『重房宿祢日次記』や『継彦日次』によると、仮殿に古殿を用いることが一度定められたが、十月二十八日に、神宮側の古殿の前に仮殿を新造したい旨の奏請が認可され、十一月より仮殿の御用材が宮川に到着し、宮域に奉曳、木造始、鎮地祭、さらに立柱祭・上棟祭等を経て十二月十三日に仮殿遷宮が齋行された。本件について

は、大宮司精長の並々ならぬ尽瘁があったことはいうまでもなからう。

### 神嘗祭例幣使の勤仕

文明十八年(一四八六)十二月二十二日に宇治と山田との乱により外宮正殿が炎上した。朝廷において御霊代(本文中には「神体」と表記)の安否が問題になっている際、京都吉田神社の祠官吉田(下部)兼俱は、延徳元年(一四八九)十月に至り、去る三月二十五日の夜、伊勢の神霊が吉田の齋場に降り坐したと密奏した。これが所謂後に「飛神明」と称される事件で、朝廷に至っては、兼俱の密奏により検使を遣わしてその靈物を実検せしめ、復命を待つて天覧を請い奉ることに決定されたが、兼俱は検使を待たず、十一月十九日、その靈物を奉じ、参内して天覧に供した。二十一日には綸旨が下され、兼俱は降臨の神器を齋場の太元宮に安置し、朝家の再興を祈らしめた訳である。

これを聞いた神宮の禰宜は、深く兼俱の陰謀を憤り、十二月に入り、両宮共々禰宜連中の連署を以て解状を上り、吉田の今神明を破却し兼俱の虚説を糺明したうえで、先に兼俱に下賜された綸旨並びに勅書を召し返されるよう奏請した。

出口延佳は室町当時の経緯を整理する為、兼俱の密奏、

繪旨、両宮禰宜の解決の案文を筆録したうえで最後に自身の見解を述べた『神敵吉田兼俱謀計記』を上梓した。この飛神明が契機となり、爾後神宮においては卜部氏の勅使としての差遣を峻拒した。従来神宮に参向する勅使には、王・中臣（祭主）・忌部・卜部の四姓使が充てられていたが、天正十三年（一五八五）の第四十一回式年遷宮以降、寛永六年（一六二九）の第四十三回式年遷宮に及び、いずれも勅使として卜部氏も参向したが、両宮の禰宜は卜部の使を拒んだ。時恰も乱世による朝廷の式微と相俟って寛正六年（一四六二）の参向を最後に神嘗祭例幣使の発遣は一度中絶し、正保四年（一六四七）に例幣使発遣と官幣奉納が実に百八十二年ぶりに復興した際にも、卜部氏は差遣されず、以来参向は途絶えた。この点、延佳は尤もなことだと評価している。本件については、『外宮子良館旧記』や『延徳引付』にも関連の記事が見られる。

明暦元年（一六五五）九月一日、祭主定長が病により、代わって大宮司精長はこの時神嘗祭奉幣の勅使を命じられた。さらに同年十一月十九日、定長の代役で皇居大殿祭も勤仕した。翌二年八月十七日、朝廷が卜部氏の幣使復任の検討に及び、その可否を両宮禰宜等に諮問したが、彼らは復任の受け入れを完全に拒んだ。翌三年八月二十七日、祭主未補により大宮司精長は例幣使に補任された。この時故

実を重んじる精長は、卜部氏再興の告知に接した。しかし両宮禰宜等は依然拒絶し、全幅の信頼を寄せる出口延佳の同意も得られなかったと思われ、結局卜部氏の神嘗祭例幣使復興は実現を見なかった。例幣使として発遣された精長の心境は複雑なものがあつたであろう。その関係もあつてか、『氏富記』によれば、この時期精長は祭主に転補を請願したようであるが、その願いが叶うことはなかった。これは出世欲による野心から出たものではなく、神宮制度の古儀復興を目指して、様々な是正問題に対処しようとする浄明正直な精神から発せられた願意であり、やむにやまれぬ心の表象と見て取れよう。そして万治元年（一六五八）九月十一日にも、祭主未補により精長は神嘗祭例幣使を兼ねて発遣され、子の故長が大宮司代を務めた。

### 万治元年の内宮御炎上

万治元年（一六五八）十二月三十日、宇治の民家からの出火が内宮域内に延焼して、新旧正殿・荒祭宮・風日祈宮・宇治大橋等が炎上したが、閏十二月三日に大宮司精長及び内宮の禰宜等は深く顧みるところがあり、この機会において上館（なまご）（岩井田郷の内）の人家を撤去したい旨を幕府に上申した。山田奉行もこの願い出を受け容れ、一の鳥居から上館の辺の焼跡には普請を停止すべき旨を申し渡した。

また五十鈴川（現在の島路川）のほとり、風日祈宮橋の手前に風宮穀屋と称する山伏寺があり、宮中で護摩を焚き、仏事を行ったうえに汚物を川に捨てていた。その下流の御裳濯川（現在の五十鈴川本流）が参拝者の手洗場になっていたのは極めて不浄であった。この度の御炎上でその穀屋も焼失した為、これを契機とし、同月四日、精長は山田奉行に修験者の退去を内願し、外宮側の出口延佳をはじめ與村弘正・岩出末清も同意見で大宮司を支持した。翌二年正月

に至り、長官氏富以下内宮の禰宜からも、この度の焼失在家撤退のことと、風宮穀屋の取り払いを奉行所に願い出た。これに先立って、上館町の年寄二十四人は山田奉行所に従前同様居住の歎願をしていたが、上館町の焼失家屋は山田奉行の威力によって強制退去を命じられ、河原の地に新屋敷町が出来、風日祈宮の穀屋も同時に宮域外に追い払われ、宇治橋内の内宮宮域は全く面目を一新したのである。

そこで、閏十二月三十日、調子付いた内宮の禰宜等が、この機に乗じて勅裁を経たる仮殿遷宮を臨時遷宮に改めて頂きたい旨の奏請をした。これに対し、精長は非儀であると朝廷に陳訴したが、結果的に一旦仮殿遷宮を経て臨時遷宮を齎行する裁許を得たようである。

翌二年四月十五日、祭主末補により精長は内宮仮殿遷宮奉遷使及び同宮臨時遷宮造宮使に補任された。しかしその

年の神嘗祭例幣使には、九月十一日、大中臣定長の子で神祇少副兼長が発遣され、十一月十九日に兼長は内宮臨時遷宮の一社奉幣使も務めた。

翌三年十二月二日、祭主定長が卒去して未だ後任をみない状況にあり、大宮司精長の子の故長が名乗りを上げたが実現を見なかった。四年二月二十五日に精長は神祇少副に補任された。その三月十二日、神祇権少副大中臣（藤波）景忠が祭主に補任された。

### 宮中の肅正問題

寛永十八年（一六四二）に外宮の宮人相可館七郎兵衛と宮請人の岩戸屋弥一郎の子長次郎とが宮中において相争ったことに対し、長官（一禰宜）檜垣常長は宮人七郎兵衛の一族を宮中から追放した。この一件に関し、山田三方の年寄と山田十二郷の惣月行事五十余人等が談合して、宮中の掟十三条を作成して、長官常長にこれを押し付け、宮中の肅正を迫り、先に追放した宮人の復帰を要求したところ、長官はこの十三条を承伏し、宮人の復帰を許した。ところが三方から宮中の仕置をなす如きは、かつて例のないことであるから、二禰宜以下祠官は、今回の三方の仕打は禰宜の威信に関する問題であるとして長官と対立し、三方とも反目した。この事件は容易に解決せず、寛文二年（二六六

二) 一月十四日、昨年十二月に外宮三禰宜松木全彦が長官  
檜垣常晨の異議非例を訴えたことに対して、祭主景忠は大  
宮司精長に付託して和解に尽力させたのであった。暫くし  
てその甲斐もあつてか、翌三年五月十四日に外宮長官に執  
印した全彦は十月十二日に山田三方会合の請願により、前  
長官常晨の例に倣つて宮中掟十三箇条に調印した。

### 伊雑宮神人の謀逆

皇大神宮別宮の中で遙宮と称せられた瀧原宮・同竝宮及  
び伊雑宮は、室町時代以後、神宮の式微に伴い式年遷宮も  
中絶し、恒例の祭典に禰宜が参向することも途絶えがちで  
あつた。このような時代において、御社殿の造替に至つて  
は地元の郷民の手によつて行われ、殊に伊雑宮に至つては、  
鎮座地志摩国磯部七郷の郷民が私力を以て奉仕していた。  
そのため磯部の神人は内宮禰宜に対抗し寛永十年(一六三  
三)以来神訴を繰り返し、『日本書紀』垂仁天皇二十五年  
三月条の「磯宮」は志摩の磯部であつて、内宮ははるかに  
川下にあると難癖をつけてきたのであつた。そこで寛文二  
年(一六六二)九月二十六日、伊雑宮式年遷宮の旧例と伊  
雑宮神人の謀逆を調べるために、朝廷は大宮司精長と内宮  
三禰宜経盛、五禰宜守清をはじめ、浦田織部長次、山本采  
女末慶以下宇治会合年寄等を京都に召喚し、精長等は十月

九日に京都に発足し、十一月二日に論旨を以てご沙汰を賜  
り、禰宜と共に同月十日に帰還した。しかし磯部の神人は  
これに屈せず大挙して江戸に下り、寺社奉行井上河内守に  
訴え出たが退けられ、それでも屈せず濫訴を続けたため、  
翌三年六月二十二日、神人四十七人は伊勢志摩両国を追放  
された。

世情に流されず、本分は何かを追究し、古儀尊重を貫い  
た精長の神明奉仕の精神を、伊雑宮の神人問題の対策にお  
いても窺い知ることができる。

### 両宮撰社の再興

『氏富記』によると、寛文三年(一六六三)三月五日、精  
長は頽廢した両宮撰社の再興を企て、その資材を募つてい  
る。その年の九月二十九日、幕府儒官大学頭林春勝は両宮  
撰社再興を慶賀し、一頌を精長に贈つた。そして十月一日、  
精長は内宮撰社江神社・神前神社を再興した。十月十五日  
に内宮撰社津長神社・大水神社を再興し、二十八日には外  
宮撰社草奈伎神社の堤防を修築した。さらに十一月十四日  
には、外宮御贄社・箕曲社・内宮御厨有滝社・離宮院を再  
興した。十二月七日、内宮湯田神社・狹田国生神社・棒原  
神社・坂手国生神社・蚊野神社・朽羅神社・園相神社・鴨  
神社・奈良波良神社・多岐原神社・久具都比売神社の遷御

を行った。さらに同月十九日、外宮撰社清野井庭神社・小  
俣神社・大国玉比売神社・山末神社・大河内神社・志等美  
神社・高河原神社・河原神社・宇須乃野神社及び末社伊我  
理神社を造替した。そして翌四年九月二十五日に外宮撰社  
御食神社の神遷も行った。

大宮司精長の撰社再興は、歴代の大宮司の中でも稀有な  
功績として彼の名を不朽のものにした。幕府においても老  
中及び寺社奉行は深く精長の神忠を感賞し、なお紀州藩に  
至っても諸社の神遷に際しては本間五兵衛をして廻文を  
在々に発し、以て便宜を与えたのみならず、特に山田奉行  
八木但馬守宗直は終始大宮司を支持して力を添えた。

八木宗直は万治二年（一六五九）に山田奉行に補任され、  
伊勢に赴任し寛文五年（一六六五）に至るまでの在任中神  
宮のために数々の功績を残した。寛文元年には、中世以来  
山田市民の為に侵されていた外宮別宮月夜見宮の宮域を復  
旧し、また内宮別宮瀧原宮・瀧原竝宮及び伊雑宮の式年遷  
宮を再興し、豊宮崎文庫が創立されるや、幕府に申請して  
維持法を立て、庫規を制定し、同三年の春には、外宮禰宜  
の斎館が所々に散在していたのを一所に移して造営し、小  
塩井社（上御井社）の破損を修理し、さらに両宮撰社の再  
興を見るに至っても、宗直の貢献によるところ大なるもの  
があった。誠に歴代山田奉行中の名奉行とも称すべき人で

あり、大宮司精長も深くこれを徳とした。

撰末社にはもと祝部が付せられ、大宮司においてこれを  
補任したことが『皇太神宮儀式帳』の記載によって知られ  
るが、寛文十年四月四日、外宮の一禰宜全彦は使を祭主に  
派遣して、中世以降、神宮大小の職掌は宮司が補任する例  
がないことを述べ、祝部の補任権を長官の手に委ねて欲し  
い旨を請願した。その年の九月十七日、願意は祭主景忠に  
よって聴許せられ、大宮司精長もこれを承認し、爾来祝部  
の補任は全て一禰宜より出ることになったのである。

### 御祓銘論の対処

寛文九年（一六六九）、山田の御師三日市帯刀が上州沼田  
の檀家に配った御祓の銘に「天照両皇太神宮」と書いたこ  
とに対し、宇治側の御師は以ての外であると憤慨し、宇治  
会合からは使を三日市大夫に派遣して難詰したが、三日市  
が反撃した為、翌十年に持ち越し、宇治二郷の年寄はいよ  
いよ決戦の火蓋を切った。五月二十七日、宇治二郷の年寄  
の言い分によると、内宮は「天照皇太神宮」、外宮は「豊  
受太神宮」であることは古来分明であるにも関わらず、三  
日市の祓の銘に「天照両皇太神宮」と書いたのは前代未聞  
の新規である旨を山田奉行に訴すに至った。奉行桑山  
丹後守はそれに対し、「篤と証拠を抑え、先方の返事次第

により訴訟すればよい、早急この拳に及んだことは軽率である」旨を諭した。そこで宇治側から三日市に返答を送ったが、三日市は山田三方から返事がないから、自分独断でも決し難い旨を答えた。よって三方に交渉したところ、三方では、「それは直接三日市に掛け合ったらよからう、三方の関わり知るところではない」と突き放した。このほか山田側の態度は傲慢不遜であった。山田奉行桑山丹後守は事を荒立てることを好まず、大宮司河辺精長に仲裁にあらせたが、宇治側はそれに応じなかった。

八月二十二日に山田奉行所の法廷において、山田側・宇治側双方主義主張を貫き、喧々囂々に意見を戦わせ、奉行に異議申し立てを行った。当日裁許を得られないまま法廷は閉じられたので、大宮司精長は奉行の意を体して仲裁に乗り出し、山田側を呼んで司符（宮司が発令する公文書）を以て諭すところがあったが、殆ど効果なく、再三に亘り奉行所を通じ尋問は微に入り細に亘り双方共それぞれの答弁を繰り返した。十一月十日に至って、外宮の禰宜は解状を朝廷に奉り、さらに宇治側において二宮兼行を否認し、山田側が出訴したこと不法を鳴らして勅裁を仰ぎたい旨大宮司に申し出たので、精長はこれを奉行所に進達した。

訴訟は翌十一年に持ち越され、審問は次から次へと際限なく続いた。ついに十月十八日に至り訴訟の件を桑山奉行

から老中に進達したところ、早速江戸より下すべき旨の達が桑山奉行にあり、それを山田奉行所から双方に報じた。そして十一月二十二日付で、下知状が山田側・宇治側双方に渡された。その内容によれば、三日市帯刀一味の謹慎蟄居が申し渡されたようで、結果的に宇治側の勝訴となり、宇治側は老中・寺社奉行・山田奉行へお礼廻りをした。こうして御祓の銘に関する山田と宇治との師職間の大訴は、漸く決着をみたのである。さすがの大宮司精長も、この時ばかりはお手上げ状態<sup>6)</sup>であったと思われる。

### その他の治績

大宮司は古来伊勢に居住していた。河辺家は鎌倉時代以来山田河崎町に近い河辺の地に居住していたことから家名を得たといわれている。古く大神宮司（平安初期以前の宮司の古称）において使用した官印があった。銅製の方二寸の印で、「大神宮印」の四字が刻まれていた。本印の創鑄年代は、荒木田氏の家伝書であり平安後期の成立とされる『太神宮諸雜事記』によれば、聖武天皇の天平十一年（七三九）と伝えられ、光仁天皇の宝龜三年（七七二）に焼亡し、現在のものはそれより八十四年を経て文徳天皇の斉衡三年（八五六）に再び鑄下されたものであることがわかるが、この典拠史料の信憑性に対して疑問の声もあり、今後研究の

必要性が認められる。

この印は初め公文書同様離宮院の調御庫みづのくらに納められていたのだが、平安中期になると大宮司の私館に置かれるようになった。すると永承八年（一〇五三）一月六日に大宮司義任の家が焼亡し、大神宮神戸の文図田籍等悉く焼失するという事件が起こった。それからこのような事故をおこすことがしばしばあった。そこで延久三年（一〇六九）五月二日に大神宮司印及び神郡の文書・田籍を大宮司私邸に置くことを禁止する宣旨が出された。

とはいうものの離宮院廃亡の後には、大宮司私邸の南庭に一の殿舎を建ててその中に安置することとなったのである。この殿舎を俗に御政印殿と称した。精長は寛文四年（一六六四）三月二十一日に私邸と共に宮司正印を松木郷に移した。

さて話変わって、その年の十一月十三日、精長は外宮仮殿遷宮奉遷使に補任された。もともと大神宮司には、事務官として庶務に携わり公文書の取り扱いをした宮司政所職が設置されていたのであるが、いつしか廃務となっていた。寛文七年九月十四日、精長はその職を再興した。翌八年九月四日、祭主景忠が服中により精長は三度目の例幣使を兼補し、宮司代行は子の故長が務めた。

そして第四十五回遷宮を間近に控えた寛文九年四月三十

日、従五位上に昇叙した。この年の九月十一日には山田郷中の人々が宮川より御白石を運び、外宮域内に敷いたのだが、これはまぎれもなく精長の尽力によるものである。

そして延宝三年（一六七五）、大宮司職を辞すと、従五位下河辺長春が大宮司に補任された。隠居してからの精長の治績は記録上殆ど確認できない。しかし同七年二月、霊元天皇の御不予により、朝命を承って両宮禰宜と共に七日間の御平癒の祈禱を勤仕したとされる。その五月、御平癒を奉禱した恩賞として両宮禰宜は各位一級の昇叙を朝廷に奏請したのであるが、精長がこれに加わっていたのか定かでない。しかし、後に精長の諸々の治績が認められてか、天和三年（一六八三）九月二十五日、従四位下に叙せられた。

垂加神道で有名な山崎闇斎の如きも精長に就いて、伊勢流の大臣祓勤仕の法を伝授されている程で、精長は神道史上多大な貢献をし、その事蹟は神宮史の中で一際光彩を放っている。そして昭和三年（一九二八）十一月十日の御即位礼の当日、精長の神忠が追賞され、正四位が贈られた。

## 註

- (一) 精長の熱意で内玉垣は復興したのであるが、明治に至るまで外玉垣は設けられず、正遷宮を控える時期になると、参宮人が御垣内に参入できないよう鳥羽藩が竹矢来を仮

(2)

設し急場を凌いでいた。

その後の御垣内の変遷について触れておくと、元禄二年(二六八九)の第四十六回遷宮において、内宮の西の御敷地の内玉垣南西隅及び北西隅は陥落が著しいため、それぞれ一丈五尺五寸、六尺の石積による嵩上げが行われた。この石積は山田奉行の命により宇治六郷・二見三郷の郷民の使役により成し遂げられた。なお石積にあたり、支障木の伐木の可否について神主中(禰宜)で審議されたが、一禰宜の諫言により伐らずに残されることとなった。これが今日の内玉垣南西隅にみられる杉の古木と推定される。

そして明治二年(一八六九)の第五十五回遷宮(東の御敷地)には、外玉垣、板垣と板垣御門の蕃堀が復興され、板垣内西部に南宿衛屋を建て、従来西の御敷地にあった齋王候殿が外玉垣と板垣の復興によって使用に支障をきたすことになったので、仮建の齋王候殿を東の御敷地に造営した。この齋王候殿は、同五年に本建築に改められ、四丈殿と改称された。

(3)

結果的に外宮禰宜等の未曾有の敗訴が大きく影響して、爾後、外宮に奉仕する祠職中、濫りに度会氏を称する者が絶えなくなった。後世「承応の神訴」と称されるこの一件は、外宮のみに留まらず、内宮の禰宜等にとっても辛酸を嘗める事態が生じた。『氏富記』によると、天和二年(一六八二)十月七日、山田領在住の荒木田姓権禰宜等が、内宮の番直を奉仕したい旨、同宮の禰宜に請願したのである。また同記には、彼らが進んで朝廷及び幕府にも願ひ出ようとする由の風聞なども記録されている。

(4)

そこで翌三年十二月十九日、両宮禰宜は相議して、荒木田・度会両姓と異姓家との間の養子関係及び其の場合における叙爵規定について協定し、翌貞享元年九月八日、布告を發した。外宮では六つの規定を設け序裁六章とし、内宮では五つの規定、即ち五章の序裁として、所謂「貞享序宣」を定めたのであった。延宝三年(一六七五)四月に精長が大宮司職を辞して既に九年が経過していた。

(5)

古代より室町時代中期までの神嘗祭では、太政官から王氏(親王でない皇族)、神祇官から中臣氏、忌部氏、卜部氏の四姓使が例幣使として差遣されていたが、江戸期になると、卜部氏だけが参向しなくなった訳ではない。中川経雅の『太神宮儀式解』や原時芳の『内宮子良年中諸格雜事記』等によると、河越氏(中原朝臣)等の他氏が王の代役王代を、さらに忌部氏も衰退により真繼氏(紀朝臣)等の他氏が忌部代を務めていたことがわかる。風日祈宮橋南詰西の第一番目の擬宝珠(風日祈宮寄り)に「太神宮 風宮 五十鈴川御橋 明応七年戊午 本願 観阿弥敬白」という銘が先端の葱花部分に刻まれている。古くは宇治橋が御裳濯川大橋と呼ばれたのに対し、風日祈宮橋は五十鈴川橋と古称されていた。この擬宝珠は元禄二年(一六八九)に山田奉行(造管奉行)岡部駿河守勝重の命令で改鑄されているが、葱坊主の箇所は明応七年(一四九八)当時のものと判断できる。

「本願」とあるので、明応七年に橋が完成し架橋されて本願成就したという文字通りの解釈で差し支えないであろう。その一大事業に携わったのが観阿弥(観阿とも

いう)であるが、実はこの僧侶は明応四年五月に宇治橋改架の天命を受けていたのである。御裳濯川御橋(宇治橋)が腐朽して、今にも頽落するまでに陥り、これまで勧進聖がしばしば修造計画をしてきたが、大事業であるから未だに成果を上げることができなかったもので、内宮禰宜は庁宣を法師観阿弥に付与し、彼の諸国勧進に期待した。喜早清在の『毎事問』や蘭田守良の『神宮典略』によると、彼は真言派の山伏で明鏡院(明慶院ともいふ)と称したようだが、同法師は宇治橋造替勧進の庁宣を受けたにもかかわらず、三年後の明応七年には風日祈宮橋を再興した。奇しくも同年の正月、三年前にあたる明応四年五月に法師観阿弥に付与した同じ内容の内宮庁宣を禰宜連署をもって守悦法師(のちに初代慶光院の院号を賜る守悦上人)に下した。しかし当時の諸街道には多くの関があつて交通を妨げていたため、勧進の功を遂げがたく、禰宜は解状を室町幕府に進め、諸関の役銭を免除して通路を開通させてほしい旨請願したうえで、再度閏十月重ねて庁宣を守悦に付与した。史実はさておき、何故宇治橋の掛け替えの命を受けた観阿弥が風日祈宮橋の勧進に切り替えたのか、その理由は明確でない。

しかし『毎事問』によると、法師観阿弥はこの橋の北の方、子良館の辰巳に居住して、往來の参詣人から施しを受けていた。そのうち世上では彼のことを風宮明鏡院と呼ぶようになり、往還する参拝者からの篤志を徐徐に蓄え、明応七年に風日祈宮橋の改架を成し遂げた。恐らく同四年五月に宇治橋勧進の内宮庁宣を拝受した彼は、全国に行脚することなくそのまま伊勢に滞留し、風日祈

宮橋の造替に方針を切り替え、三年の間風日祈宮前の河原に仮小屋を建てて、参詣人からの寄進をもつて造営費用を集積したものと思われる。宇治橋の架橋は自らの力量では任が重すぎたのか、内宮禰宜の神主中から差し替えの指図があつたのか、はたまた観阿弥と守悦との間でどのような交渉があつたのか、全く不明であるが、いずれにしろ観阿弥の功績が讃えられて、近世・近代を通じて今日、風日祈宮橋南詰西の第一番目の擬宝珠に名が残されたのであろう。

こうして真言派山伏観阿弥法師の活躍によつて風日祈宮橋の本格的な造替(再興であろう)が執り行われたのだが、彼の子孫は明鏡院または大日坊などと称して、この橋の畔に穀屋を建て、そこに住居して橋の管理と簡易修理に従事し年月を送っていた。しかしながら清浄な宮中に仏僧類似の輩がいつまでも安居し、風紀を乱すのは不都合であるとの批難の聲が宮中の内外を問わず高くなつてきたので、元和五年(一六一九)長官守基は山田奉行水谷九左衛門光勝に相談し、その甲斐あつて八月二十六日、この穀屋の取り壊しに成功した。しかしその後また再建したので、同十年二月二十一日、穀屋の存続と破却をめぐる問題が生じた。これに対し慶光院五代院主周清及び法楽舎の僧が陳謝し、また大日坊からも誓書が内宮長官・神主中に差し出されて、一旦存続させるということで事済みになった。

折柄、万治元年(一六五八)十二月に宇治の民家より出火した火の手が延焼して宮中の諸殿舎にも被害が及んだ際、大日坊の穀屋も火災を被つたので、これを機に岩

井田村（現在の宇治館町）に明鏡院一族を退けた。

ところが風宮兵庫大夫と名を改め師職となり宇治に定住し、この後も永く祝部として風日祈宮橋の架橋に深く関係し、この橋が造替される時は、昔の屋敷跡に番小屋を建てるのが慣例となったのである。

御祓大麻配札の問題は、御祓銘論や両宮の御師間の檀家争奪に限ったことだけではない。内宮宮中に居を構えていた山伏が御祓を配札していたことも大問題であった。寛永十七年（一六四〇）には宇治の法楽舎と成願寺との勸進山伏が山田の御師三日市兵部の檀所へ御祓を配り、次いで慶安元年（一六四八）にも成願寺の山伏が同寺修造の為と称し、同じく三日市大夫の上州の檀家に御祓を配札していることが発覚した。そこで三日市大夫から山田奉行に訴え、宇治・山田の会合の年寄から宇治の六ヶ寺へ申し渡して、これを停止させた。

しかし承応三年（一六五四）正月、宇治の六ヶ寺が山田奉行所に赴き、奉行石川大隅守に御祓を呈した。奉行は事穏やかならずとして、これを停止するよう命じたところ、六ヶ寺の内三ヶ寺は素直に服したが、あとの三ヶ寺は却って訴状を奉行に捧げて抗弁し、敢えて下らなかつた。山田三方はこれを知って奉行に抗議し、なお宇治会合の年寄と共に三ヶ寺を説諭したが応じない為、さらに奉行所に出訴した。石川大隅守は内済を以て事を解決しようとしたが、年寄は不服として京都へ注進した。そして二月に大宮司精長は奉行所を訪ねて陳弁し、やがて奉行から三ヶ寺へ厳命を下すことになって、漸く事件の終末を見るに至った。御祓大麻配札問題を巡って、大

宮司精長も相当手を焼いていたことが察せられる。

（神宮司庁 広報室広報課係長）